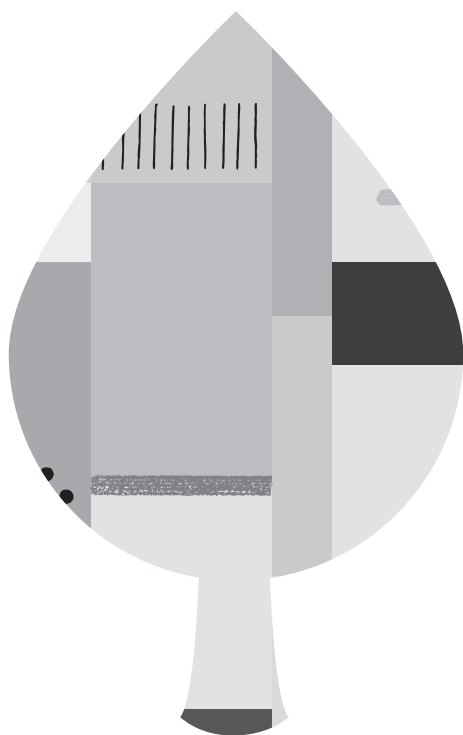


特別支援教育概論

編著

花熊 暁・川住隆一・苅田知則



特別支援
教育免許
シリーズ

監修

花熊 暁・苅田知則
笠井新一郎・川住隆一
宇高二良

建帛社
KENPAKUSHA

特別支援教育免許シリーズ刊行にあたって

今、「障害」をはじめとする社会での活動や参加に困難がある人たちの支援は、大きな変化の時期を迎えようとしています。困難がある人たちが、積極的に参加・貢献していくことができる全員参加型の社会としての共生社会の形成が、国の施策によって推進されています。

同時に、政府は人工知能（AI）等の先端技術の活用により、障害の有無に関係なく、だれもが日々の煩雑で不得手な作業などから解放され、快適で活力に満ちた生活を送ることのできる人間中心の社会として「Society5.0」を提唱し、その実現を目ざしています。先端技術は、障害のある人の生涯学習・社会参画を加速させる可能性を有しており、Society5.0の実現は共生社会の形成およびインクルーシブ教育システムの構築に寄与すると期待されます。その一方で、そのような社会が実現されたとしても、特別支援教育の理念やその専門性が不要になることは決してないでしょう。さまざまな困難のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を最大限度まで発達させようとする態度・姿勢にこそ、教育の原点があるからです。

さて、文部科学省によると、特別支援学校教員における特別支援学校教諭免許状保有者率は79.8%（2018年5月現在）と年々上昇傾向が続いており、今後は特別支援学級や通級による指導を担当する教員等も含めて、さらなる免許保有率の上昇が目ざされています。併せて、2019年4月の教職員免許法等の改正に伴い、教職課程の必修科目に「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」が加えられました。

こうした流れの中、私たちは特別支援教育を学ぼうとする人が、当該領域にかかわる態度、知識、技能等をより体系的に学ぶことができる指導書が必要であると考えました。しかし、本『特別支援教育免許シリーズ』の企画立案時は、大きな変革に対応した包括的・体系的なテキストがありませんでした。

この『特別支援教育免許シリーズ』は、教員養成課程に入学し、特別支援教育に携わる教員（特に特別支援学校教諭）を旨として学習を始めた学生や、現職として勤務しながら当該領域について学び始めた教職員を対象にした入門書です。シリーズ全体として、特別支援学校教諭免許状（一種・二種）の取得に必要な領域や内容を網羅しており、第1欄「特別支援教育の基礎理論に関する科目」に対応する巻、第2欄「特別支援教育領域に関する科目」として5つの特別支援教育領域（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）に対応する巻、第3欄「免許状に定められることになる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に対応して重複障害や発達障害等を取り扱った巻で構成しています。

なお、第1欄の巻は、基礎免許状の学校種に応じて、教職必修科目にも対応できる内容としています。また、第2欄と第3欄の巻では、各障害にかかわる①心理、②生理および病理、③教育課程、④指導法を一冊にまとめました。このように、免許状取得に必要な領域・内容を包括している点も、本シリーズの大きな特徴のひとつといえるでしょう。本シリーズが、障害のある子・人の未来を、本人や家族とともに切り開こうとする教職員の養成に役立つと幸いです。

このほか、第3欄においては、特別支援教育における現代的課題（合理的配慮としてのICTや支援機器の活用、ライフキャリア発達等）も取り上げており、保健医療福祉（障害児療育や障害者福祉）領域に携わっている人たち、そのほかさまざまな立場で支援する人たちにとっても参考となるでしょう。

本シリーズの刊行にあたっては、数多くの先生に玉稿をお寄せいただきました。この場を借りて深謝申し上げます。しかし、刊行を待たずに鬼籍入りされた著者の方もおられます。刊行までに時間を要してしまいましたことは、すべて監修者の責任であり、深くお詫び申し上げます。さらに、本シリーズの企画を快くお引き受けいただきました建帛社をはじめ、多くの方々に刊行に至るまで、さまざまなご援助と励ましをいただきました。ここに改めて厚く御礼申し上げます。

2019年12月

監修者 荻田 知則
花熊 暁
笠井新一郎
川住 隆一
宇高 二良

はじめに

特別支援教育が法制化されて10年余が経過した現在、特別な教育的ニーズが高まり、個の特性に応じた配慮・支援を必要とする幼児・児童・生徒への理解と対応が、幼児期から高等学校期に至るすべての年齢段階で、また、通常の学級を含む学校教育のあらゆる場で求められています。

このような状況を受けて公刊された『特別支援教育免許シリーズ』は、特別支援教育について深く学び、特別支援教育の教員免許状（特別支援学校教諭一種・二種免許状）を取得しようとする方々を主な対象としています。教育職員免許法施行規則に定められた第1欄「特別支援教育の基礎理論に関する科目」にあたる本書『特別支援教育概論』は、特別支援教育の免許を取得しようとする人だけでなく、教員をみざす方々や現在教職についているすべての方々に理解しておいて頂きたい、特別支援教育の基礎知識を網羅した内容となっています。

本書は、四つの章から構成されています。第1章「特別支援教育について」では、特別支援教育・インクルーシブ教育が何をみざしているのか、また特別支援教育がなぜ求められるようになったのかについて述べ、障害理解のための基本的な視点や特別支援教育の免許制度を概説しています。

第2章「特別支援教育の仕組み」では、教育の根本にある学校教育法をもとに、歴史的な経緯も振り返りながら、現在の特別支援教育の制度について詳しく述べ、その中でも特に重要な個別の教育支援計画や基礎的環境整備について説明しています。さらに、子どものライフサイクルを見据えた長期的視点として、障害のある子どもの就学の問題や学校教育修了後の進路と生活についても論じています。

障害各論にあたる第3章「障害のある子どもとのかかわり方」は、視覚や聴覚の障害、知的障害、運動障害（肢体不自由）、健康障害（病虚弱）、発達障害や言語障害、重複障害など、さまざまな障害の特性理解とそれに基づく適切な配慮・支援のあり方について説明しています。

第4章「特別支援教育における現代的諸問題」は、本書を最も特徴づける章で、障害者差別解消法とそこで述べられた合理的配慮、基礎的環境整備など、社会全般の中での障害支援に関する最新の情報を盛り込むとともに、ディスレクシア、教科指導場面における合理的配慮、二次障害の予防、医療的ケア、長期欠席・長期入院への対応、特別支援教育における外国語活動など、特別支援教育が現在抱えている諸課題について説明しています。さらに、同章第7節と第8節では、才能児や帰国・外国人子女への配慮・支援など、従来の「障害」の枠を超えた特別な教育的ニーズへの対応についても論じています。

以上のような内容の本書が多くの教育関係者の手にとられ、子ども一人ひとりの違いを尊重し、特性や個性に応じた教育の実践につながっていくことを願ってやみません。

2019年11月

編著者 花熊 暁
川住 隆一
荻田 知則

目次

第1章 特別支援教育について

① 特別支援教育，インクルーシブ教育とは	1
① 特殊教育から特別支援教育へ	1
② インクルーシブ教育システムの構築	3
② 特別支援教育を推進する意義	3
① 特別支援教育が求められた背景	3
② 特別支援教育の意義	5
③ 障害のある人を理解する視点	6
① 「障害がある」とはどういうことか	7
② スペクトラムと教育	9
③ 時間をかければ障害児者・高齢者も熟達し，多様な能力を発揮する	11
④ 障害状況は「障害があるから」生じるのか	12
④ 教育職員免許法上の障害種別（5領域）	14
① 教育職員免許制度	14
② 特別支援学校	17

第2章 特別支援教育の仕組み

① 学校教育法	26
② 特別支援教育の法制度	28
① 特別支援教育へのあゆみ	29
② 特別支援教育の法制化と支援のシステム	32
③ 特別支援教育の広がりと今後の課題	37
③ 個別の教育支援計画・個別の指導計画	39
① 個別の教育支援計画作成の経緯	39
② 個別の教育支援計画の作成	40
③ 個別の教育支援計画の活用	46
④ 個別の指導計画とは	46
⑤ 個別の指導計画の作成と評価	50

4	基礎的環境整備	51
	1 基礎的環境整備とは	51
	2 基礎的環境整備に関する法律	53
5	障害のある子どもの就学	55
	1 就学に関する制度の変遷	55
	2 就学に向けての支援	55
6	卒業後の進路と生活	59
	1 卒業後の主な進路について	59
	2 障害のある人の就労についての考え方	60
	3 就労の指導・支援と卒業後の生活について	61

第3章 障害のある子どもとのかかわり方

1	目の不自由な子どもへの配慮・支援	63
	1 教育とその特色	63
	2 指導とのかかわり方	70
2	耳の不自由な子どもへの配慮・支援	76
	1 教育とその特色	77
	2 指導とのかかわり方	81
3	知的発達に遅れのある子どもへの配慮・支援	87
	1 教育とその特色	87
	2 指導とのかかわり方	91
4	肢体不自由の子どもたちへの配慮・支援	97
	1 教育とその特色	97
	2 指導とのかかわり方	100
5	病気の子どものや身体の弱い子どもへの配慮・支援	107
	1 教育とその特色	107
	2 指導とのかかわり方	111
6	学習や社会生活につまずきのある子どもへの配慮・支援	118
	1 通常の学級の実態	118
	2 学習につまずきのある子どもへの配慮・支援	119
	3 社会生活につまずきのある子どもへの配慮・支援	123

7	発音・会話に困り感のある子どもへの配慮・支援	129
1	言語障害とは	129
2	教育とその特色	132
3	指導とのかかわり方	135
4	言語障害のある子どもへの合理的配慮	137
8	障害が重複している子どもへの配慮・支援	139
1	子どもたちの姿	139
2	さまざまな「呼び名」	140
3	子どもたちへの配慮・支援	142

第4章 特別支援教育における現代的諸問題

1	障害者差別解消法，合理的配慮，基礎的環境整備	150
1	障害者権利条約と日本の障害者施策	150
2	障害者差別解消法	151
3	合理的配慮について	152
2	ディスレクシアへの配慮・対応	155
1	ディスレクシアとは何か？	155
2	ディスレクシアの評価・判定	157
3	ディスレクシアへの支援	159
3	教科指導における合理的配慮の提供	165
1	各教科の指導と合理的配慮	165
2	教科指導の合理的配慮を考えるための「アイデアのタネ」	172
3	教員の専門性向上へ向けて	179
4	二次障害への対応	181
1	二次障害とは	181
2	心身機能・構造の二次障害とその予防	182
3	活動や参加の二次障害とその予防	184
4	二次障害としての学習性無力感とその対応	187

5	医療的ケア	190
1	医行為と医療的ケア	190
2	学校教育における対応	194
3	保護者付き添いの課題	194
4	児童福祉法の一部改正と文部科学省の取り組み	196
6	長期欠席・長期入院児への支援	197
1	長期欠席の状況	197
2	病気療養児の教育の現状	198
3	病気療養児への教育的支援	200
4	不登校への対応	202
7	才能児への配慮・対応	207
1	才能児の特徴と実態	207
2	「二重に特殊」な子どもたち	209
3	才能児の特殊なニーズに応える教育支援へ向けて	211
8	帰国・外国人子女への配慮・支援	213
1	統計データからみる現状	213
2	特別の教育課程	213
3	特別の教育課程における指導および時間数、実状	214
4	特別の教育課程における留意事項	216
5	アセスメント	217
6	今後の課題	217
9	特別支援学級における外国語活動・小学校英語	218
1	外国語活動	219
2	学習支援の事例	219
3	インクルーシブ教育に向けて	221
4	小学校英語	222
5	支援の方針と今後の課題	222
	索引	225

第1章

特別支援教育について

1 特別支援教育，インクルーシブ教育とは

1 特殊教育から特別支援教育へ

「特別支援教育」という語が使われ始めたのは2001年からであるが，特別支援教育が法制化され，正式に始まったのは2007年4月のことである。この年，学校教育法の改正によって，「特殊教育」という語が「特別支援教育」へ改称され，従来の「特殊学級」「盲・聾・養護学校」も，「特別支援学級」「特別支援学校」へ改称された。しかしながら，特殊教育から特別支援教育への転換は，単なる名称変更にとどまるものではない。そこには，障害をはじめとする特別な教育ニーズのとらえ方と支援のシステムに関する，理念・制度上の大きな変更がある。表1-1は，特殊教育と特別支援教育の違いを示したものである。

表1-1のように，特殊教育から特別支援教育への転換とは，「場の教育」から「ニーズの教育」への転換であり，「学校に子どもを合わせる」ことから「学校が子どもに合わせる」ことへの転換であった。障害の種類や程度に応じて特別な教育の場を用意し，小・中学校の特殊学級や盲・聾・養護学校で支援を行ってきた特殊教育とは異なり，特別支援教育では，幼稚園，小学校，中学校，

特別支援教育へ改称
「特別」を冠せずに「支援教育」と呼ぶ地域もあるが通称で，法的には「特別支援教育」である。

特別支援学校へ改称
「盲学校，聾学校，養護学校」の名称を用いている学校もあるが，学校の歴史に根ざした通称で，法的にはすべて「特別支援学校」である。

表 1-1 特殊教育と特別支援教育の比較

	特殊教育	特別支援教育
システム	学校に子どもを合わせる (場の教育)	学校が子どもに合わせる (ニーズの教育)
支援対象	心身に障害のある子ども	特別な教育ニーズのある子ども
支援の場	特殊学級，盲・聾・養護学校，通級 指導教室	通常の学級を含むすべての教育の場
学校種	義務教育の場（小・中学校）	幼稚園，小・中学校，高校などのすべての学校・園

第1章 特別支援教育について

高等学校、中等教育学校の通常の学級を含むすべての教育の場で、子ども一人ひとりの教育ニーズを把握し、そのニーズに応じた適切な配慮・支援を行うことを目指している。また、障害のある子だけでなく、不登校で苦しんでいる子や養育環境に問題を抱える子、学習の進度が早いため学校の授業に物足りなさを感じている子など、学校・園で特別な配慮と支援が必要な子どもすべてを支援の対象としている。

つまり、特別支援教育とは、従来の学校教育制度に存在した「通常の教育」と「特殊教育」の枠組みを取り払い、障害の「ある／ない」にかかわらず、すべての子どもの特別な教育ニーズに対応できるようにするための制度改革であり、学校・教員の意識改革だったのである。文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」は、特別支援教育の理念を次のように述べている。

特別支援教育の理念 第3段落

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」2007

コラム 特別支援学級

特別支援学級とは、学校教育法第81条の2に規定され、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校および中等教育学校に設置が認められる学級のことをいう。知的障害・肢体不自由・身体虚弱・弱視・難聴・そのほかの障害のある者が対象となる。また、疾病により療養中の児童および生徒に対して特別支援学級を設け、または教員を派遣して教育を行うことができる。

コラム 通級による指導

通級による指導とは、学校教育法施行規則第140条に規定され、小学校、中学校、高等学校もしくは義務教育学校または中等教育学校において、特別支援学級の児童および生徒を除く、言語障害・自閉症・情緒障害・弱視・難聴・学習障害・注意欠陥多動性障害・そのほか障害のある者を対象として指導を行う特別な教育制度のことである。通級による指導の指導形態には、通級指導教室に児童生徒が通う通級指導と通級指導担当教員が各学校を巡回して指導を行う巡回指導がある。

2 インクルーシブ教育システムの構築

2014年1月に、日本国政府は国連の「障害者の権利に関する条約」(以下、障害者権利条約)を批准し、この条約にあげられた事項の実現に向けて努力を重ねている。障害者権利条約では、障害のある人となない人が地域で共に暮らす「共生社会」の実現が目ざされているが、この共生社会の実現に向けて学校教育に求められているのが、第24条にあげられた「インクルーシブ教育システムの構築」である。

インクルーシブ教育システム (inclusive education system) とは、障害のある子どもとなない子どもが同じ場で共に学ぶ仕組みであり、障害のある子どもが自己の生活する地域において初等中等教育を受ける機会が与えられることを目指すものである。そのため、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要である。

インクルーシブ教育システムと特別支援教育は深く関連するもので、2012年7月の中央教育審議会(以下、中教審)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」では、①共生社会の形成にはインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、②その構築のために特別支援教育を着実に進めていく必要がある、と述べられている。つまり、子ども一人ひとりの教育ニーズを尊重し、個のニーズにきめ細かく対応しようとする特別支援教育の一層の推進と充実が、インクルーシブ教育システムを構築し、共生社会を実現していくために不可欠である。

障害者の権利に関する条約

2006年に国連が採択した、障害を理由とする差別の禁止と、障害のある人の権利の擁護を旨とする条約。

初等中等教育

初等教育は小学校の教育、中等教育は中学校と高等学校の教育をさす。

合理的配慮

個人がもつ力を最大限に発揮できるようにするためのサポートのことで、詳しくは第4章を参照。

2 特別支援教育を推進する意義

1 特別支援教育が求められた背景

前節で述べたように、特別支援教育のキーワードは「個の特別な教育ニーズ」であり、特別支援教育では、学校教育のあらゆる場で障害の有無にかかわらず、子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな配慮・支援を旨としている。こうした個のニーズを重視する特別支援教育が求められるようになったのは、どのような理由からなのだろうか。

(1) 発達障害の子どもたちへの支援の必要性

特殊教育から特別支援教育への転換が求められるようになったそもその

第1章 特別支援教育について

ASD

autism spectrum disorder

自閉症スペクトラム障害、自閉スペクトラム症、自閉症等さまざまな訳語が乱立している。本シリーズでは訳語はあえて統一しないが、混乱を避けるため、極力英語表記の略語としてASDを用いている。

発達障害のひとつ。3兆候（社会性・コミュニケーション・想像力にかかわる障害）が認められる。

状態像が異なる

特殊教育の時代には、全般的な知的発達に遅れはないが、特定の発達領域に課題がある子どもの存在が、想定されていなかった。

小1プロブレム

小学校という新しい環境になじまず、集団行動・授業中座っていること・先生の話聞くこと等ができない状態が継続してしまう状況。

中1ギャップ

中学校に上がり学習・生活環境や人間関係の変化から勉強についていけなくなる、いじめを受けるなど学校生活が楽しめなくなってしまう状況。

きっかけは、通常の学級にいて特別な教育ニーズを示すLD、ADHD、ASD等の「発達障害」の子どもたちへの支援の必要性であった。特殊教育の時代、こうした子どもたちは、通常の学級の一般的な教育方法ではニーズが十分に満たされず、クラス適応や学習に大きな困難を示す一方、従来の特殊教育の対象児とは状態像が異なるために、伝統的な特殊教育の対象にはならないという、いわば、通常の教育と特殊教育の「谷間」に落ち込んだような状態におかれていた。こうした状態を解消するためには、通常の教育と特殊教育の「二本立て」の枠組みを取り払って、どのような場においても個のニーズに応じた支援が可能となるよう、従来の学校教育システムを大きく改める必要があった。

(2) 通常の学級の現状

特殊教育から特別支援教育への転換のもうひとつの重要な背景が、通常の学級の現状である。1990年代以降、小・中学校の通常の学級や高等学校では、表1-2に示すようなさまざまな問題が多発し、障害の有無にかかわらず、個に応じた配慮・支援を必要とする子どもたちが学級の中に数多く存在していた。文部科学省が2012年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によれば、小・中学校の通常の学級において学習面や行動面に著しい困難を示す児童生徒は6.5%とされている（第3章 p.118 参照）。この数値は全国の平均であり、地域や学校によっては、困難を示す児童生徒の割合がさらに高いことも多い。

これら通常の学級でみられる問題は、発達障害とも深く関連しており、学力面の問題や不登校・いじめ等の生徒指導上の問題を主訴とする児童生徒の中には、発達障害の子どもたちが多く含まれているのである。また、こうした問題を抱える子どもは、発達障害がなかったとしても、発達障害の子どもたちと同様の支援を必要としている。したがって、学校・園における個に応じた支援は、発達障害の子どもだけにとどまるものではなく、発達障害を含めた通常の学級で困難を抱える子ども全体を対象にしていく必要があった。

2003年3月の文部科学省「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の最終報告以来、特別支援教育の体制づくりが全国的に驚くほど急速に

表 1-2 通常の学級が抱える問題

領域	問題の具体例
学習面	学習の遅れ、学習意欲の低下、授業不参加
学校適応面	登校渋り、不登校、高校中退
就学・進学面	小1プロブレム、中1ギャップ
養育環境面	不適切な生活習慣・リズム（欠食、睡眠不足など） 養育放棄・虐待等による愛着障害
生徒指導面	授業不成立（学級崩壊）、いじめ、校内暴力、非行

広まったのは、こうした通常の学級の現状が背景にあったからだといえる。

(3) 子育ての問題と青年・成人期の問題

特殊教育から特別支援教育への転換が求められた三つ目の背景は、今の社会が抱える子育てにかかわる問題と青年・成人期の問題である。

近年、子どもの虐待とそれによる愛着障害が大きな社会問題となっているが、虐待の問題と発達障害の間には密接な関連があり、子どもに発達障害の特性があることは虐待の誘発要因になりやすいし、逆に、幼児期に虐待を経験した子どもは、就学後に発達障害の子どもとよく似た行動を示すといわれている。虐待のような深刻な問題でなくても、今、子育てに悩みを抱える保護者は多く、幼児期から学齢期の子育てを支援していくうえでも、特別支援教育の体制づくりが必要とされていた。

一方、青年・成人期については、長期のひきこもりやニート状態の青年・成人の増加が大きな社会問題となっているが、こうした状態にある人たちの中には、発達障害の特性を示す人が多くいる。また、障害のない人たちも、発達障害の人たちと同じ発達課題を抱えている。長期のひきこもりやニートの人たちは、学校に在学しているときから登校渋りや不登校の状態にあることも多いため、特別支援教育を推進し、すべての子どもが学校生活を順調に過ごせるようにすることは、青年・成人期に生じる問題を予防・軽減するうえでも重要なのである。

愛着障害

養育者との愛着関係が形成されず、情緒や対人関係面に深刻な問題が生じている状態。

密接な関連

児童福祉の領域では、特に ADHD と虐待の関連がいられている。

ニート

若年不就労。学校卒業後、長期間職に就かずにいる状態。

同じ発達課題

他者とのコミュニケーションの苦手さなどが代表的である。

2 特別支援教育の意義

特別支援教育が求められた背景と密接に関連することであるが、学校・園のあらゆる場で特別支援教育の体制づくりに取り組み、個の教育ニーズに応じた支援を推進していくことの意義は、次のようにまとめられる。

- ① 通常の学級で学ぶ発達障害の子どもたちの理解と適切な支援に役立つ。特に、通常の教育と特殊教育の壁を取り払い、通常の学級の担当者や校長・教頭等の管理職も特別支援教育に取り組みなければならないとしたこと

コラム 発達障害とは

学校教育では、学習障害 (LD)、注意欠如・多動症 (ADHD)、自閉症スペクトラム症 (ASD) などの総称として用いられる。いずれも脳機能に関係する障害特性である。発達障害は特別支援学校の五つの領域には含まれないが、特別支援学校には発達障害を併せ有する幼児児童生徒が在籍している。